策定 令和6年5月9日

本基本的考え方は、ドローン物流(ドローンを活用した荷物等配送)における河川上空の活用円滑化に向けた基本的な考え方を記載したものである。なお、本基本的考え方は、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン(国土交通省)」(以下、「ガイドライン」という。)を補完するものであり、本留意事項に記載のない事項は、ガイドラインを参照するものとする。また、本基本的考え方は、今後、さらにドローン物流が活性化し、複数のドローンが飛び交う将来を見据えて、適時適切に内容の見直しを行っていくものとする。

(基本的事項)

1. 関係法令等の遵守

ドローン物流にあたっては、関係法令及び地方公共団体が定める条例を遵守し、その他ガイドライン等を踏まえて運用すること。航空法及び地方公共団体が定める条例については、国土交通省航空局のウェブサイト(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)や「ドローン情報基盤システム 2.0(DIPS2.0)」(https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/)も参考に、最新の情報を確認すること。

(河川区域内の土地の使用及び河川上空を活用する際の対応)

2. 河川法上の許可等について

河川は、誰もが自由に利用できる公共の空間であり自由使用が原則であるため、他の河川利用者による利用を妨げるものでなければ、河川区域内の土地の使用及び河川上空(河川区域内の上空)においてドローンを飛行させる場合、河川法上の許可等の手続きは特段必要ない。

ただし、高水敷や堤防等の河川区域内の土地に離着陸、中継等のための施設などを設置し、排他的・継続的に使用する場合、河川法上の許可等の手続きが必要となる。河川区域内の土地には、河川管理者以外が所有する土地(民有地等)もあることから、土地所有者を確認すること。

(「排他的」とは、他の河川利用者の使用を排除し、自由な使用に優先して独占的に使用することをいう。「継続的」とは、河川上空の使用が相当期間継続して、又は相当期間内に反復して行われることをいう。)

また、河川区域内の土地の使用及び河川上空の活用にあたっては、河川管理上の支障が生じないようにするとともに、他の河川利用者や近隣住民の迷惑とならないよう努めること。 他の河川利用者や近隣住民との間で問題が生じた場合は、ドローン物流事業者の責任において処理すること。

(豊橋河川事務所の管理区間 別紙1)

3. 事故防止

河川上空をドローン物流で活用する場合、河川利用者や河川に設置している施設(施設利用者を含む)への影響を考慮し、ルート選定を含め、事故の防止、影響の最小化に細心の注意を払うこと。

4. 事故対応

事故が発生した場合には、事故の概要を速やかに所管の河川事務所等や関係機関に連絡するとともに、ドローン物流事業者の責任において処理し、河川事務所等から指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

5. その他管理者等への手続き

橋梁や送電線などの河川横断工作物等の許可工作物は、その施設ごとに法令手続きや 関係者調整が必要な場合もあり、ドローン物流事業者において必要な手続き等を実施する必 要がある。

矢作川上空の飛行にあたっては、橋梁や送電線等の河川横断工作物の通過に伴う法令 手続きや関係者との調整が必要となる場合があることから確認すること。

(河川横断工作物等 別紙2)

6. 河川利用等の状況把握

河川区域内において、防災訓練や花火大会その他の多数の者の集合する催しが行われている場合や工事を実施している場合にはその周辺の飛行が制限されること、また、ラジコン飛行場等として利用されている場合にはラジコン等を飛行させる者との調整が必要となることから、ドローン物流事業者は河川の利用状況を把握すること。河川区域内の工事等については、必要に応じて河川事務所等に情報提供を求めることができる。

(飛行高さ及び運航調整)

7. 通常時の飛行

航空法の規定を踏まえ、河川区域内にある河川横断工作物等の物件の設置状況を確認し、地上又は水上の人又は物件との間に30m以上の距離をとることを原則とし、当該距離を確保可能な高度で飛行すること。また、河川事務所等がドローンを活用した河川巡視や施設点検等を行う場合や複数のドローン物流の運航事業者等が参入する場合などには、飛行ルートの重複又は近接により調整の必要が生じることがあり、河川事務所等が場を設けて関係者で調整する場合等が想定されることから、その際には協議に参加すること。

8. 緊急時の飛行

洪水発生時や大規模地震発生時などの緊急時に、河川事務所等による被災状況調査や緊急物資の輸送を行う際、飛行ルートの重複又は近接により調整の必要が生じた場合は、河川事務所等からの調整に応じること。

(その他)

9. 連絡先

矢作川の直轄管理区間を所管する河川事務所等の連絡先は以下の通り。

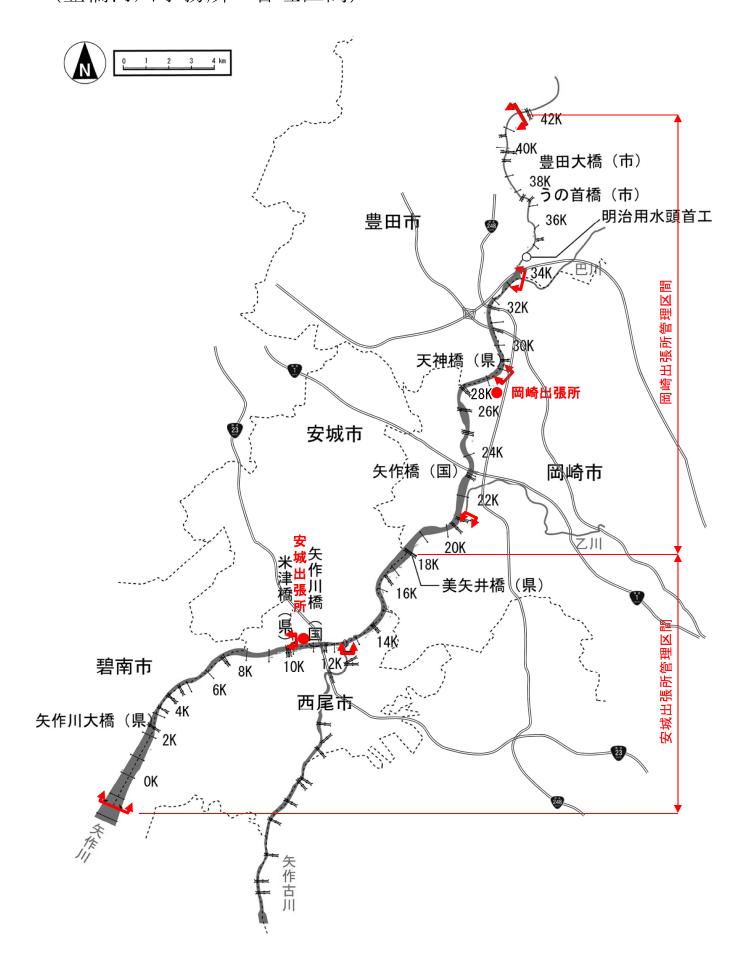
豊橋河川事務所 管理課 0532-48-8105

岡崎出張所 0564-22-1564

安城出張所 0566-99-0402

- ※「運航事業者等」とは、ドローン物流の事業計画者及び運航事業者、サービス提供者を指す。
- ·「事業計画者」とは、物流事業者や地方公共団体など、物流網の維持や買物支援などの 観点から、ドローン物流事業を計画する者をいう。
- ・「運航事業者」とは、事業計画者からの委託を受け、ドローン物流サービスの提供のため、ドローンを飛行させる者をいう。
- ・「サービス提供者」とは、運航事業者・物流事業者・携帯電話事業者・気象観測サービス 提供者など運航に関する業務を行う者、商店・病院・薬局など配送される荷物等を提供 する者及び配送先における配達人等をいう

(豊橋河川事務所の管理区間)



別紙2 河川横断工作物等(矢作川)

<u>橋梁(道路)</u>

河川名	橋梁名	管理	里者	路線名	位置	
		管理機関	担当部局		km	m
矢作川	矢作川大橋	愛知県	知立建設事務所維 持管理課	一般国道247号	2.2km	+155.0m
矢作川	棚尾橋	愛知県	知立建設事務所維 持管理課	主要地方道岡崎碧南線	3.2km	+92.0m
矢作川	中畑橋	愛知県	知立建設事務所維 持管理課	一般県道平坂福清 水線	4.4km	+171.0m
矢作川	上塚橋	愛知県	知立建設事務所維 持管理課	一般県道西尾新川 港線	6.8km	+127.0m
矢作川	里橋	西尾市	建設部土木課管理 担当		9.3km	
矢作川	米津橋	愛知県	西三河建設事務所 維持管理課	一般国道23号	9.8km	+60.0m
矢作川	矢作川橋	国土交通省	名古屋国道事務所 管理第一課	一般国道23号	11.4km	+56.0m
矢作川	志貴野橋	愛知県	知立建設事務所維 持管理課	一般県道西尾小川 線	11.6km	+9.0m
矢作川	小川橋	愛知県	西三河建設事務所 維持管理課	一般県道碧海桜井 停車場中島線	14.0km	+71.0m
矢作川	美矢井橋歩道橋	愛知県	西三河建設事務所 維持管理課	主要地方道安城幸 田線	17.8km	+170.0m
矢作川	美矢井橋	愛知県	西三河建設事務所 維持管理課	主要地方道安城幸 田線	17.8km	+190.0m
矢作川	渡橋	愛知県	西三河建設事務所 維持管理課	主要地方道岡崎刈 谷線	20.4km	+121.0m
矢作川	矢作橋	国土交通省	名古屋国道事務所 管理第一課	一般国道1号	23.0km	+138.0m
矢作川	日名橋	愛知県	西三河建設事務所 維持管理課	主要地方道名古屋 岡崎線	25.0km	+12.0m
矢作川	岡崎大橋	愛知県	西三河建設事務所 維持管理課	主要地方道名古屋 岡崎線	25.8km	+95.0m
矢作川	天神橋	愛知県	西三河建設事務所 維持管理課	一般県道岡崎豊明 線	29. 2km	+96.0m
矢作川	矢作川橋梁	中日本高速道路㈱	(豊田保全・サー ビスセンター)	東名高速道路	30.4km	+161.0m
矢作川	葵大橋	愛知県	西三河建設事務所 維持管理課	一般国道248号	31.6km	+95.0m
矢作川	矢作川橋梁	中日本高速道路㈱	(豊田保全・サー ビスセンター)	第二東名高速道路	33.8km	+151.0m
矢作川	山室橋	愛知県	豊田加茂建設事務 所維持管理課	一般県道豊田環状 線	35.4km	-65.0m
矢作川	鵜の首橋	豊田市	建設部道路維持課	市道長興寺野見線	37.2km	+72.0m
矢作川	竜宮橋	豊田市	建設部道路維持課	市道高橋細谷線	37.4km	+191.0m
矢作川	久澄橋	愛知県	豊田加茂建設事務 所維持管理課	一般国道301号	39.4km	+20.0m
矢作川	豊田大橋	豊田市	建設部道路維持課	市道豊田市停車場 線	39.8km	+15.0m
矢作川	高橋	愛知県	豊田加茂建設事務 所維持管理課	一般県道則定豊田 線	40.4km	+63.0m

橋梁(鉄道)

河川名	橋梁名	管理者		路線名	位置	
		管理者	担当部局		km	m
矢作川	矢作川橋梁	名古屋鉄道㈱	十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十二十二十二十二十二十	名鉄西尾線	10.0km	-10.0m
矢作川	矢作川橋梁	東海旅客鉄道㈱	新幹線鉄道事業本部三河 安城保線所土木課	東海道新幹線	16.4km	+30.0m
矢作川	矢作川橋梁		岡崎保線区土木課	東海道本線	20.8km	+120.0m
矢作川	矢作川橋梁	名古屋鉄道㈱	土木部土木課(東部 土木管理区)	名鉄名古屋本線	22.8km	+52.0m
矢作川	矢作川橋梁	愛知環状鉄道㈱	施設区	愛知環状鉄道線	26.8km	+36.0m

<u>鉄塔</u>

河川名	鉄塔名	路線名	管理者			
			管理者	担当部局	km	m
矢作川	No. 9	岡崎西尾線	中部電力㈱	岡崎支店技術部送 電課	18.2km	

※ 架空線等事前に横断工作物の現地確認を願います。